

公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行います。

令和2年12月4日

収支等命令者

佐賀県立名護屋城博物館 統括副館長 松尾 一夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 名護屋城博物館掲示サイン・映像機器等更新業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別紙の業務委託仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所 佐賀県立名護屋城博物館(唐津市鎮西町名護屋 1931-3)

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県内に本店を有する者、または佐賀県内に支社・営業所を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者であること。
- (2) 過去5か年の間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。) 県又は市町の施設において、次の業務のうち1つ以上を含む業務を直接受託した実績があること。
 - ア デジタルサイネージ・映像機器の製作業務
 - イ 掲示サイン等の製作業務
 - ウ 映像データの製作・編集業務
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（様式第1号）と営業概要書（様式第2号）、同種業務の履行実績調書（様式第3号）及び関係資料を令和2年12月17日（木）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（必着）してください。提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、任意の辞退届をFAXにより送信し、担当者に送信した旨を連絡してください。

(1) 入札参加届及び関係資料

- ア 入札参加届（様式第1号）
- イ 営業概要書（様式第2号）
- ウ 同種業務の履行実績調書（様式第3号）及び添付資料

(2) 担当部署

〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋 1931 - 3

佐賀県立名護屋城博物館 総務課

電話 0955-82-4905 FAX0955-82-5664 電子メール nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp

(3) 受付期間

令和2年12月4日（金）から令和2年12月17日（木）まで
（受付時間は午前9時から午後5時まで）

4 現場説明

本業務委託の業務内容等について、現場を確認しながら説明を行います。

- (1) 日 時 令和2年12月10日（木）午前10時から
- (2) 集合場所 佐賀県立名護屋城博物館 図書閲覧室
- (3) その他 参加者はマスクを着用ください。

5 入札書の提出日時・場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
3の担当部署に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

令和2年12月4日（金）から令和2年12月17日（木）までの日の午前9時から午後5時まで

の間、上記(1)において交付します。また、佐賀県ホームページからもダウンロードできます。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和2年12月22日(火)午前11時
- イ 場所 佐賀県立名護屋城博物館 図書閲覧室

6 入札方法等

(1) 入札方法

入札者本人又はその代理人による入札書(様式第4号)の直接提出により行います。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式第5号)を提出してください。

(2) 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望額に100分の110を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

(4) 次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で二以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とします。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ウ 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを

引かせるものとします。

(7) 再度入札に関する事項

第一回目の改札の結果、落札者がいないときには直ちに再度入札(第二回目を限度)を行います。

(8) 最低制限価格 無

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項の規定により、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行金額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。) 県又は市町の機関(県又は市町の機関が主催者の構成員の機関を含む)と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に実行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定により、上記イの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で過去2か年の間に、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。) 県又は市町の機関(県又は市町の機関が主催者の構成員の機関を含む)と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これを誠実に実行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

8 その他

(1) 本業務の内容等に対する質問等

本業務の内容及び入札手続き等に関する質問については、質問書（様式第6号）により行うことができます。

ア 質問書受付期間

令和2年12月4日（金）から令和2年12月14日（月）午後5時までとする。

イ 質問書提出方法

質問内容を記入し、下記の問合せ先に持参又はFAX、電子メールにより提出してください。

（FAX及び電子メールの場合は電話にて到着の確認を行うこと）

ウ 質問に対する回答

質問書による質問並びに現場説明における質問、及びその回答については、令和2年12月16日（水）までに佐賀県ホームページに掲載します。

(2) 委託料の支払い

委託料は、委託業務の完了検査に合格した後に、適法な請求に基づき、委託料を支払います。

(3) 問い合わせ先

佐賀県立名護屋城博物館 総務課

〒847-0401 唐津市鎮西町名護屋 1931 - 3

電話 0955-82-4905 FAX 0955-82-5664

電子メール nagoyajouhakubutsukan@pref.saga.lg.jp